

箱根町は景観行政団体となりました

自らの手で！
もつときめこまかく！

この美しい自然を守り育てていくために・・・

【景観法について】

景観法は、美しく魅力にあふれた国づくりに向けて、我が国で初めて制定された、景観についての総合的な法律です。
良好な景観を国民共通の資産と位置づけ、都市、農山漁村などの良好な景観の形成を促進することにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造などを図り、国民生活の向上、経済、地域社会の発展に役立てるため、平成17年6月1日に全面施行されました。

【景観行政団体とは】

景観行政団体とは、景観法において、地域の景観行政を担う主体として設けられたもので、景観法に基づき、景観計画の策定などを行います。政令市、中核市、都道府県は、自動的に景観行政団体となりますが、そのほかの市町村も都道府県知事との協議などにより景観行政団体となることができます。

町は、平成18年2月7日付けで神奈川県知事の同意を受け、3月1日から30日間の公示期間を経て、4月1日に景観行政団体となりました。

【箱根町の景観行政】

箱根は、国内外から年間1,900万人を超える観光客が訪れる日本を代表する国際的な観光地です。その最大の観光資源は、町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の中に位置しているという、豊かな自然景観といえます。

その自然景観の保全にあたっては、国立公園内であることから、国（環境省）が自然公園法に基づく規制を行っています。

21世紀に残したい私の箱根

～ 心に残る箱根の風景を募集します～

町は、4月1日に景観行政団体となりましたが、今後の景観行政に役立てるために、皆さんが大切に思っている「21世紀に残したい私の箱根」を募集します。

●**応募方法**
あなたの「21世紀に残したい私の箱根」の写真や絵（写しでも可）などと一緒題名、場所、理由、氏名、年齢、住所、電話番号を記入した応募用紙を土地利用計画課または出張所に提出してください。昔の風景でも現在の風景でもかまいません。写真や絵などが無い場合でも応募用紙に説明などを記入していただければ応募できます。また、FAXや電子メールでも応募できます。

応募用紙は、土地利用計画課や出張所および町立観光施設に用意するほか、町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

●**募集期間** 4月1日(土)から8月31日(木)まで(当日消印有効)
●**応募資格** どなたでも応募できます。
●**賞品** 作品の優秀さを競うことが目的ではありませんので賞品などはありません。

●**その他**
応募された作品は、町制50周年記念事業の一環として、9月30日の式典会場や広報はこね、町ホームページおよび役場本庁住民ホールにて「21世紀に残したい私の箱根」展の中で発表します。その際、氏名、居住地、理由などは公表させていただきます。あらかじめご了承ください。

照会・応募先
〒250 0398 箱根町土地利用計画課
☎5 9566 FAX 5 7577
web.keikaku@town.hakone.kanagawa.jp

観的に重要な建造物や樹木の指
定の方針などを定めます。

景観計画や景観条例の策
定については、多くの町民
の皆さんの参加を得られる
ように策定状況を逐次公開
していく予定です。

照会先 土地利用計画課
☎5・9566

平成18年度は 固定資産税評価替え の年です！

固定資産税と評価替え

- 固定資産税は、毎年1月1日「賦課期日」といいます。に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。
- 固定資産税は、町税収入の約70%を占めており、町がいろいろな行政サービスを進めるうえでとても重要な財源となっています。
- 固定資産のうち、土地と家屋については、3年ごとに価格を見直します。これを評価替えといい、18年度が評価替えの年にあたります。

平成18年度の評価替え

- 土地評価の均衡と適正化
- 土地の評価については、相互の均衡と適正化を図るため、国の地価公示価格などの7割を目途とした評価を18年度も引き続き行います。
- 地価公示、県地価調査、さらに町内の標準となる宅地を選定して行った鑑定評価を基本として評価の均衡を図ります。
- 地価下落に対応した評価額の修正
- 18年度は、価格調査基準日である17年1月1日の地価を基準に評価しますが、地価が引き続き下落傾向にあるため、同年7月1日での時点修正を行い、半年間の地価下落を反映した評価額に修正しました。

照会先 税務課 ☎5・7750

税金はどうなるの

【土地】

18年度課税標準額は、18年度評価額に対する17年度課税標準額の割合に応じて求めます。ここでは宅地を例に説明します。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{17年度課税標準額}}{\text{18年度評価額} \times \text{住宅用地特例率(1/6または1/3)}} \times 100\%$$

(例1) 住宅用地の場合

負担水準	課税標準額
100%超	評価額×住宅用地特例率
80%以上100%以下	17年度に据え置きます
80%未満	17年度課税標準額+評価額×住宅用地特例率×5% ただし、求めた額が 評価額×住宅用地特例率×80%を上回る場合は80% 評価額×住宅用地特例率×20%を下回る場合は20%

住宅用地特例率 小規模住宅用地(1戸あたり200㎡まで) 1/6
一般住宅用地 1/3

(例2) 住宅用地以外の宅地の場合

負担水準	課税標準額
70%超	評価額×70%
60%以上70%以下	17年度に据え置きます
60%未満	17年度課税標準額+評価額×5% ただし、求めた額が 評価額×60%を上回る場合は60% 評価額×20%を下回る場合は20%

$$\text{18年度の税額} = \text{18年度課税標準額} \times \text{税率(14/100)}$$

【家屋】

●**新增築家屋**
評価した家屋と同一のものを、その場所に新增築するとした場合に必要とされる建築費（再建築価格）に、建築後の経過年数に応じた補正をして評価額を求めます。

●**在来分家屋**
15年度から3年間の建築物価の変動を反映させた新しい基準で再建築価格を見直します。これに新增築家屋と同様に建築後の経過年数に応じた補正をして評価額を求めます。

ただし、17年度の評価額を超える場合は、17年度の評価額に据え置きます。

$$\text{18年度の税額} = \text{18年度課税標準額} \times \text{税率(14/100)}$$

18年度の固定資産税納税通知書は、5月8日(月)に発送します。